

靖国神社への公式参拝を視野においた特殊法人化等に反対する意見書

保守反動勢力は、来年夏の靖国神社への首相公式参拝を企図して、靖国神社の特殊法人化やA級戦犯分祀の議論を加速させているが、この問題はかつて1960年代末から5回にわたって国会に提出された靖国神社「国家護持法案」がすべて廃案になったことでもわかるように、極めて重大な内容と歴史的背景を持つ問題であると言わねばならない。

靖国神社への公式参拝は、憲法に定められた「信教の自由」と「政教分離」の原則に反するものであり、到底容認できない。

現に、宗教法人として存立している靖国神社を特殊法人に変えるなどということは、まさに公権力の介入であり、憲法20条に定める「政教分離」の原則に反するものである。

たとえ特殊法人化やA級戦犯分祀などの措置を講じたとしても、内閣総理大臣が「公式参拝」を行うこと自体、アジア太平洋地域の国々、民衆の厳しい批判を引き起こすこととなり、日本の戦争責任に対する基本姿勢を問われることになることは明白である。

政治的な思惑によって、宗教法人である神社のあり方を変えようとすることは、信教の自由を冒涇するものであり、誠に慎まねばならない。

明治維新以来、国家が神道を利用し、超国家主義を創出し、種々の弊害を生じたことから、日本国憲法に政教分離規定を設けることになったのであって、このような日本国憲法制定の経緯を充分尊重し、「信教の自由」と「政教分離」の原則を遵守すべきである。

よって、本市議会は、首相や閣僚等が靖国神社への「公式参拝」を慎むとともに、「公式参拝」を正当化するための「特殊法人化」や「A級戦犯分祀」などは絶対に行わないよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年 9月27日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男